

廃樹脂処理装置他の共用化  
及び原子力災害制圧道路等整備による敷地境界の変更  
に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請について

2022年 9月8日  
関西電力株式会社



# 1. 申請案件

以下の案件により2022年7月7日に保安規定変更認可申請を行った。

- (1) 廃樹脂処理装置他の共用化
- (2) 原子力災害制圧道路等整備による敷地境界の変更

## (1) 廃樹脂処理装置他の共用化

- 3号炉及び4号炉の使用済樹脂を1号炉及び2号炉の廃樹脂処理装置他で処理するため、1号炉及び2号炉共用の廃樹脂処理装置他を1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用に変更し、処理に係る設備を設置することから、関連する保安規定条文の変更を行う。

## (2) 原子力災害制圧道路等整備による敷地境界の変更

- 原子力災害制圧道路等整備に伴い敷地境界を変更するため、関連する保安規定条文の変更を行う。

### 上流規制の実績

		申請	許認可
設置許可		2018年11月16日	2019年 7月31日
設計及び 工事計画認可	(1)	2020年 7月22日	2021年 2月 8日
	(2)	2019年11月15日	2020年 1月24日

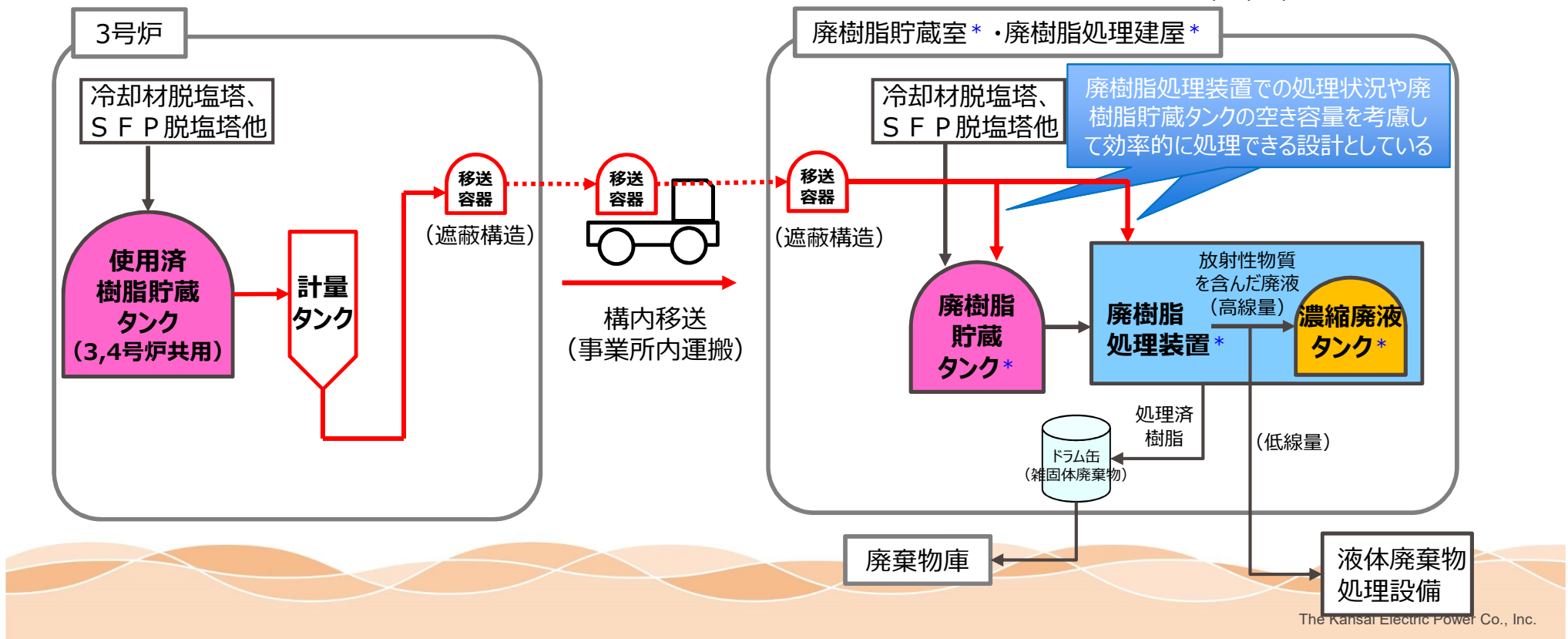
## 2. 廃樹脂処理装置他の共用化（概要）

- ❑ 原子炉冷却材等の系統水を浄化するための樹脂は、能力が低下すると使用済みの樹脂（以下、「使用済樹脂」という）として貯蔵タンク（1,2号炉廃樹脂貯蔵タンク、3,4号炉使用済樹脂貯蔵タンク）に貯蔵しており、高浜1,2号炉では、廃樹脂処理装置で使用済樹脂の処理を実施している。
- ❑ 今回、高浜3,4号炉共用の使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵している使用済樹脂を、既設の高浜1,2号炉共用の廃樹脂処理装置にて処理するため、**高浜1,2号炉共用の廃樹脂処理装置及び廃樹脂貯蔵タンク他を「1,2,3,4号炉共用」へ変更**し、使用済樹脂を高浜1,2号炉に移送するための**使用済樹脂移送設備**を設置する。

### 手順概要

— 使用済樹脂移送設備

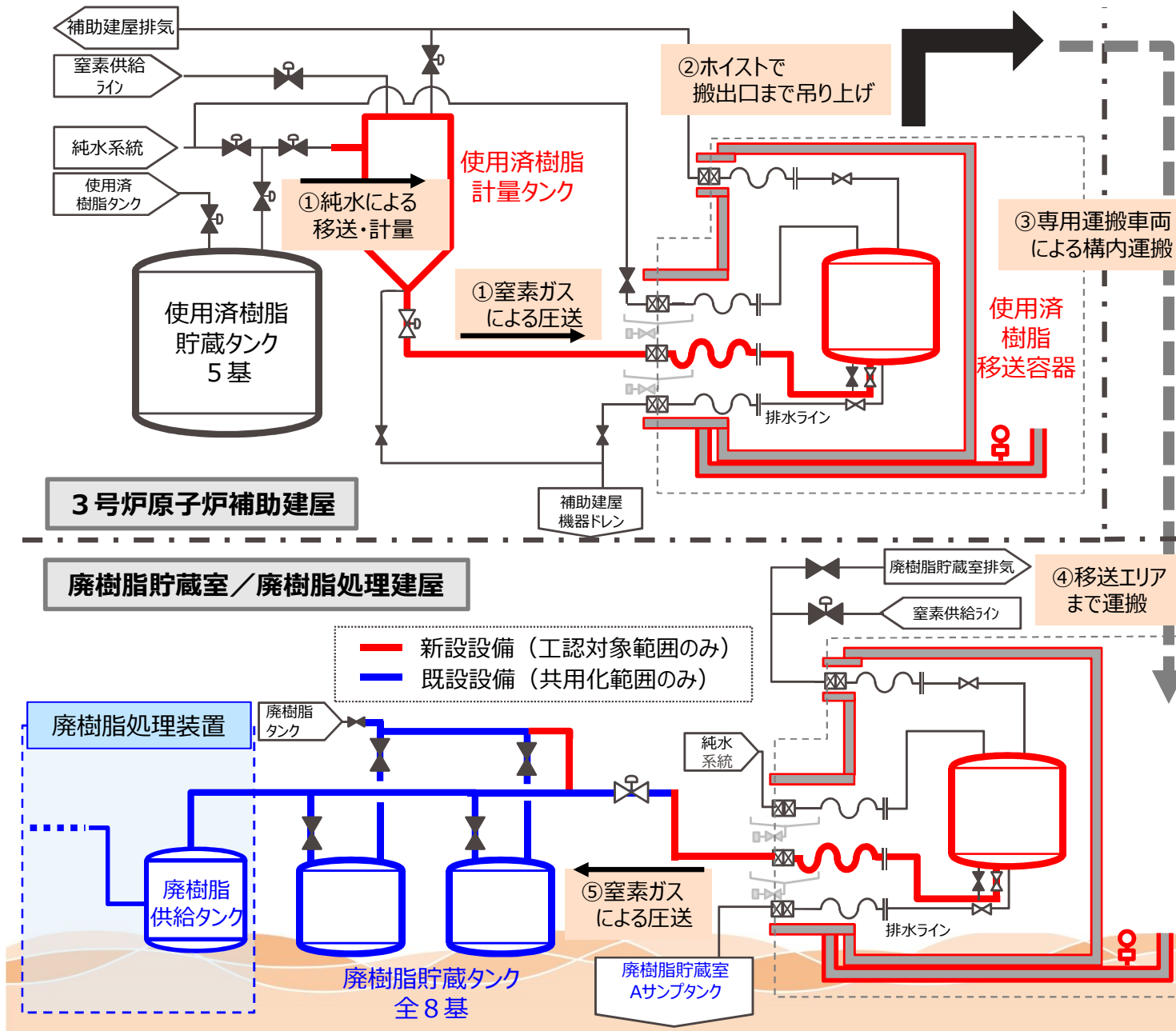
\* : 1, 2, 3, 4号炉共用へ変更



## 2. 廃樹脂処理装置他の共用化（具体的運用方法）

□ 高浜3, 4号炉使用済樹脂の高浜1, 2号炉への移送方法は以下のとおり。

作業ステップ  
 <保安規定 第5条に基づく分担>



【3号炉】  
 ①移送作業 <第二発電室長>  
 ・使用済樹脂貯蔵タンクの樹脂を純水にて使用済樹脂計量タンクまで移送、計量  
 ・窒素ガスで使用済樹脂計量タンクから使用済樹脂移送容器に圧送し、移送終了後に排水

【3号炉】  
 ②管理区域内運搬作業 <放射線管理課長>  
 ・使用済樹脂移送容器をホイスにて吊り上げて、搬出口まで運搬

【構内】  
 ③構内運搬作業 <放射線管理課長>  
 ・搬出口にて使用済樹脂移送容器を専用運搬車両に載せ、構内運搬を行い、廃樹脂貯蔵室の搬入口に運搬

【廃樹脂貯蔵室】  
 ④管理区域内運搬作業 <放射線管理課長>  
 ・廃樹脂貯蔵室の搬入口から使用済樹脂移送容器を移送エリアまで運搬

【廃樹脂貯蔵室】  
 ⑤移送作業 <第一発電室長>  
 ・使用済樹脂移送容器に純水にて水張りし、窒素ガスで使用済樹脂移送容器から廃樹脂処理装置又は廃樹脂貯蔵タンクへ圧送

【参考：保安規定 第5条（保安に関する職務）】  
 (11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理および化学管理に関する業務を行う。  
 (12) 第一発電室長は1号炉および2号炉、第二発電室長は3号炉および4号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務を行う。（以下、第一発電室長と第二発電室長を総称して「発電室長」といふ。）

## 2. 廃樹脂処理装置他の共用化（保安規定）

□ 3号炉及び4号炉の脱塩塔使用済樹脂を1号炉及び2号炉の廃樹脂処理装置で処理するための運用を追加

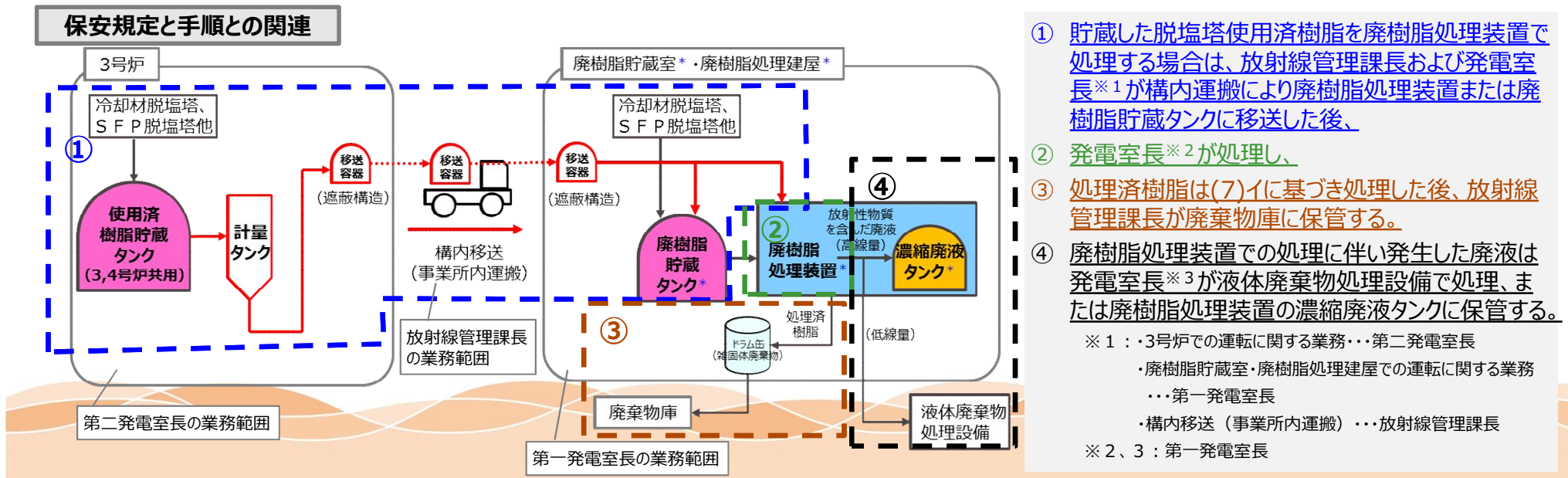
### 第100条の2（放射性固体廃棄物の管理）（今回変更箇所：赤字）

各課（室）長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵または保管する。  
（中略）

(3) 3号炉および4号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂は、発電室長が使用済樹脂タンクまたは使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、脱塩塔使用済樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。ドラム缶に固型化する場合は、発電室長が固化装置で固型化し、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。**貯蔵した脱塩塔使用済樹脂を廃樹脂処理装置で処理する場合は、放射線管理課長および発電室長が構内運搬により廃樹脂処理装置または廃樹脂貯蔵タンクに移送した後、発電室長が処理し、処理済樹脂は(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。**  
（中略）

(7) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。

- イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備で焼却する。
- ロ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がペイラで圧縮減容する。

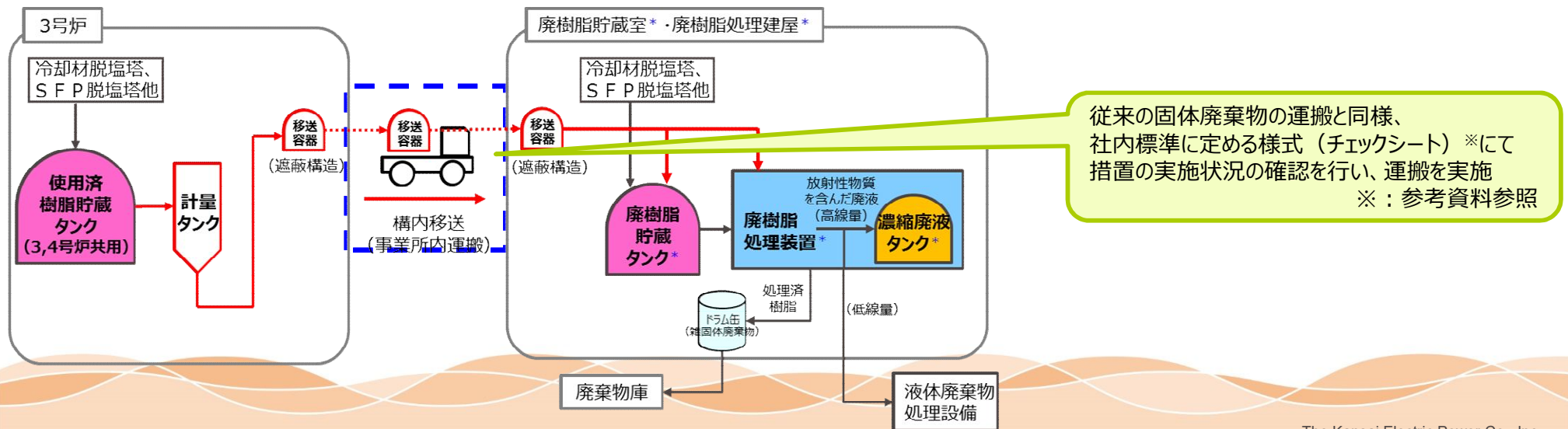


## 2. 廃樹脂処理装置他の共用化（保安規定）

- 3号炉から廃樹脂貯蔵室への運搬については、第100条の2の第5項（管理区域外への運搬）にて実施する。（変更箇所なし）

### 第100条の2（放射性固体廃棄物の管理）

5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。
- (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。
  - (2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。
  - (3) 法令に定める危険物と混載しないこと。
  - (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。
  - (5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。
  - (6) 車両を徐行させること。
  - (7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。



## 2. 廃樹脂処理装置他の共用化（保安規定）

6

- 使用済樹脂計量タンクを設置するための遮蔽壁の増設に伴い、3, 4号炉の管理区域図を変更

添付4 管理区域図（第105条および第106条関連）

変更前	変更後

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

## 2. 廃樹脂処理装置他の共用化（保安規定）

- 使用済樹脂移送容器を設置するため、壁の撤去及び搬出入口の拡張に伴い、廃樹脂貯蔵室の管理区域図を変更

添付4 管理区域図（第105条および第106条関連）

変更前	変更後

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

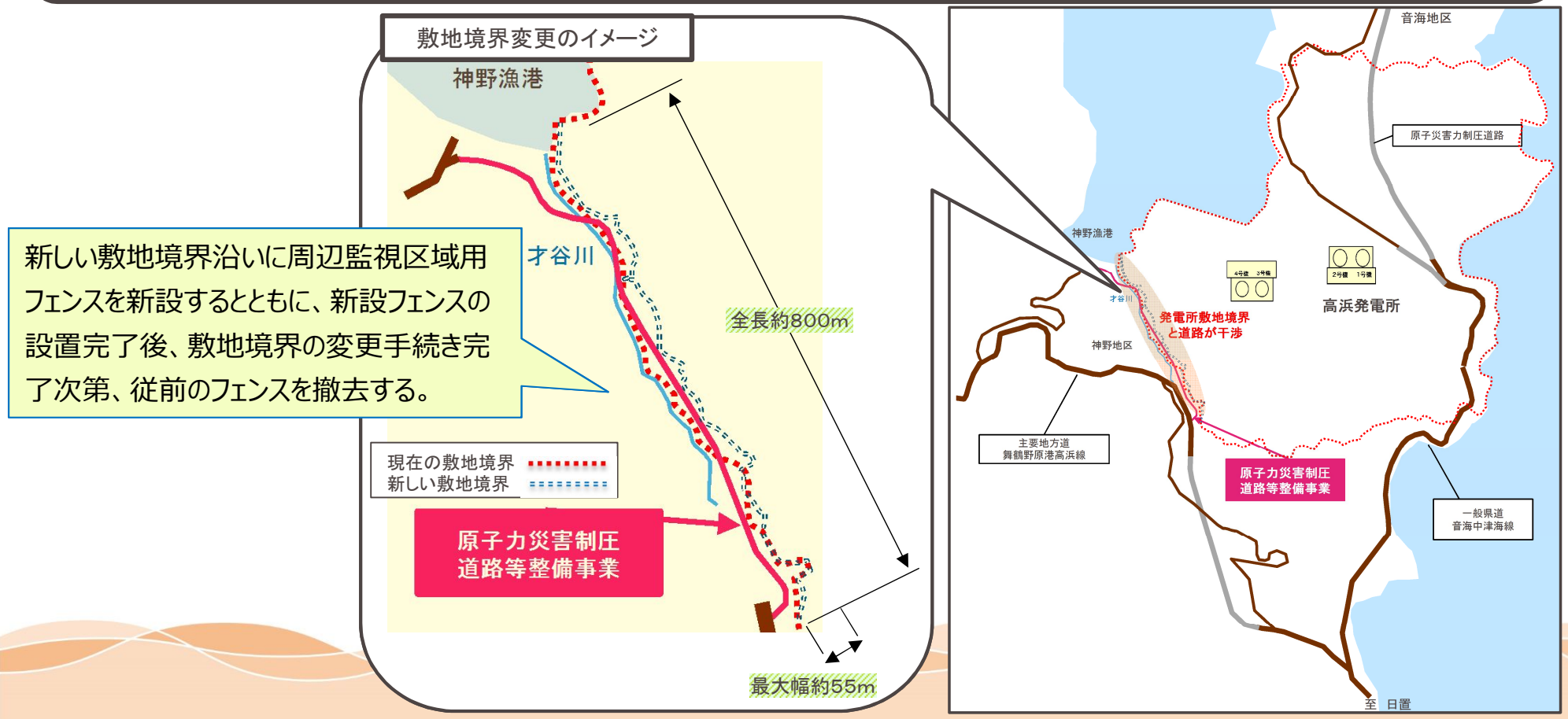


### 3. 原子力災害制圧道路等整備に伴う敷地境界の変更（概要）

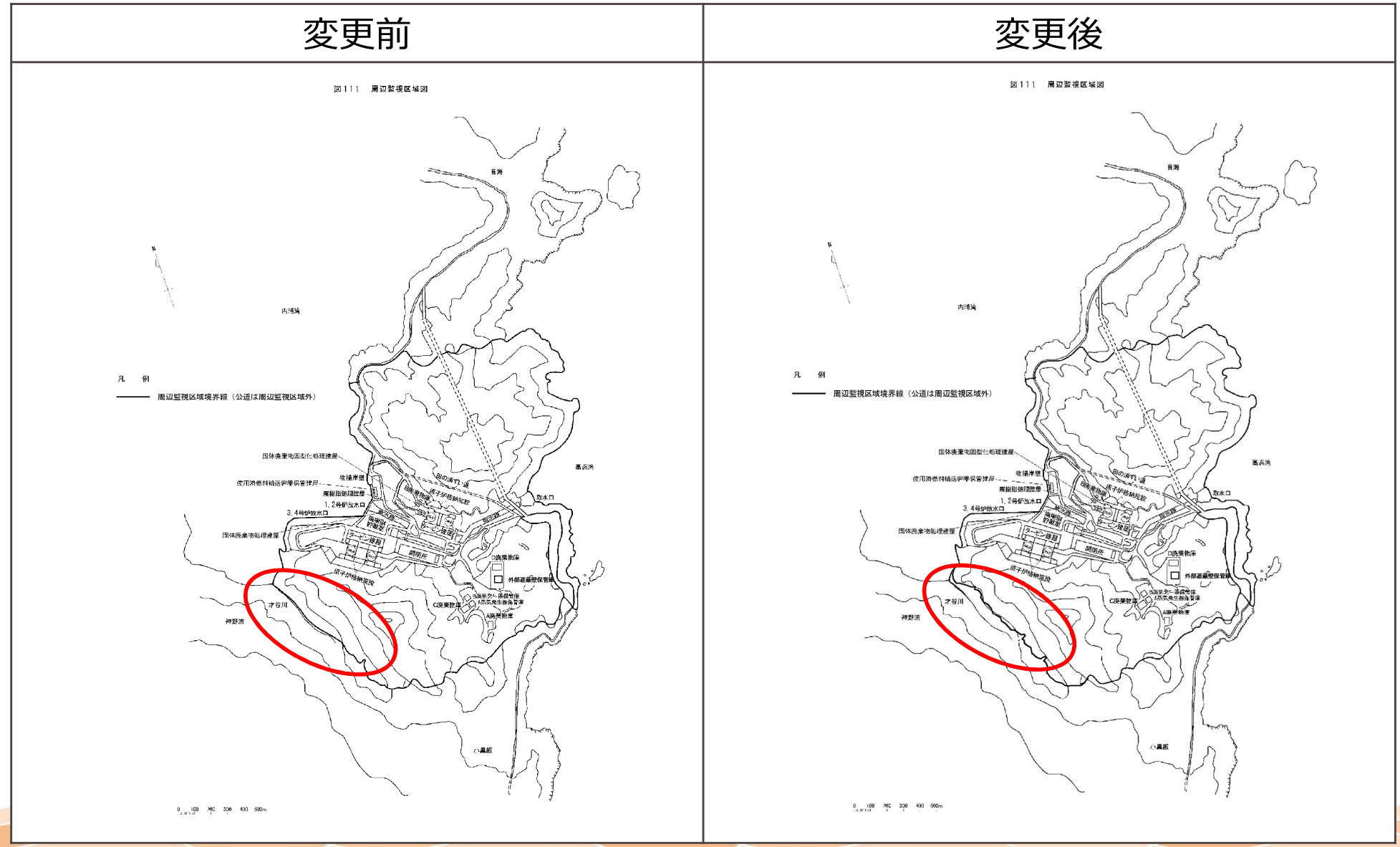
福井県（高浜町）が計画する原子力災害制圧道路等整備事業に伴い、高浜発電所の敷地境界付近において町道が新たに整備される。

当該道路整備の一環として、高浜発電所用地の一部を高浜町に譲渡する計画に伴い、高浜発電所の敷地境界（周辺監視区域境界）を変更することから、以下の保安規定図面を変更する。

- ・第111条 図111（周辺監視区域図）
- ・第114条 図114（空気吸収線量率等の測定場所）
- ・添付4（1. 管理区域全体図）
- ・添付5（保全区域図）

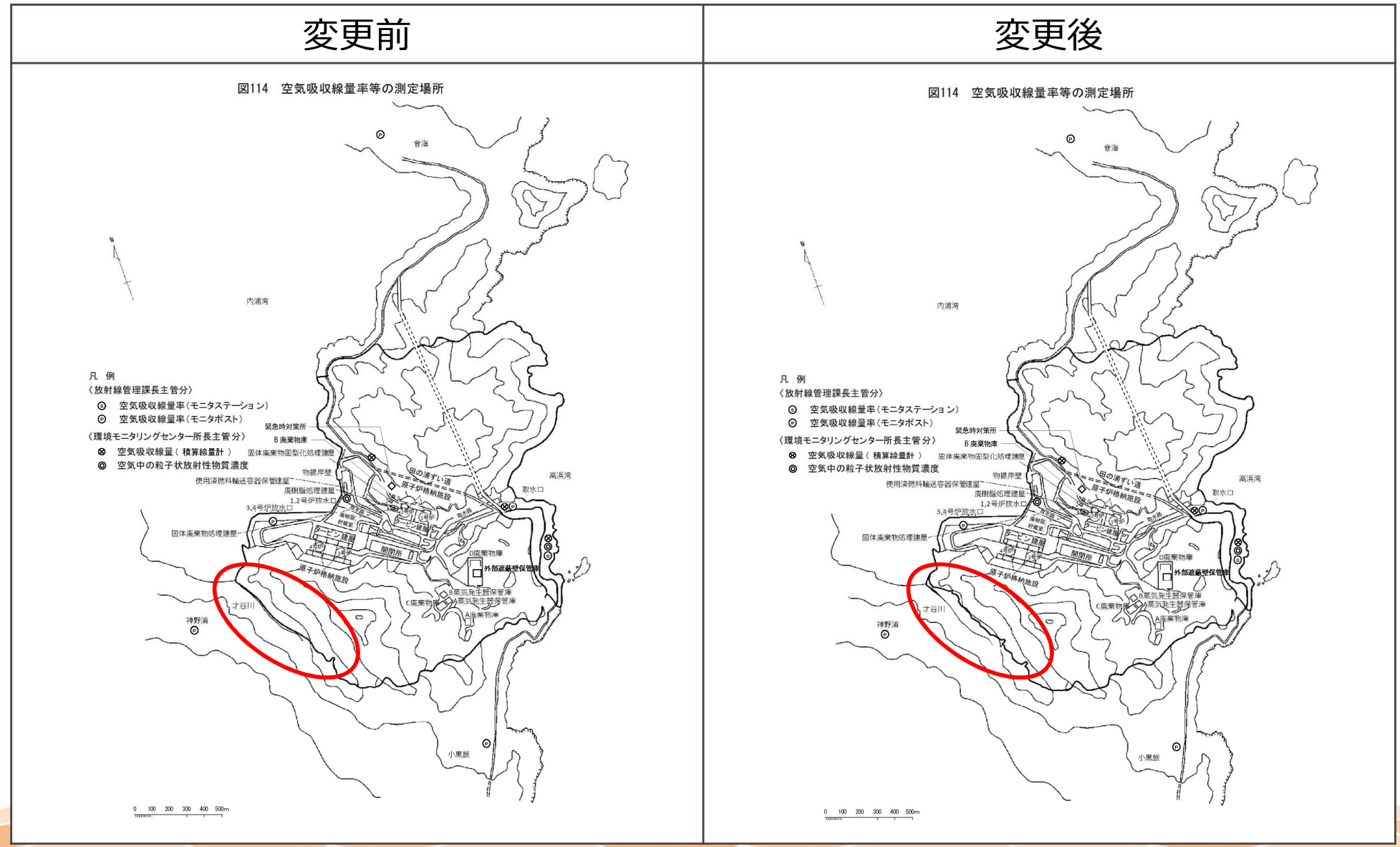


第111条 図111 (周辺監視区域図)



# 3. 原子力災害制圧道路等整備に伴う敷地境界の変更 (保安規定)

## 第114条 図114 (空気吸収線量率等の測定場所)



### 3. 原子力災害制圧道路等整備に伴う敷地境界の変更（保安規定）

11

添付4（1. 管理区域全体図）

変更前	変更後

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

### 3. 原子力災害制圧道路等整備に伴う敷地境界の変更（保安規定）

12

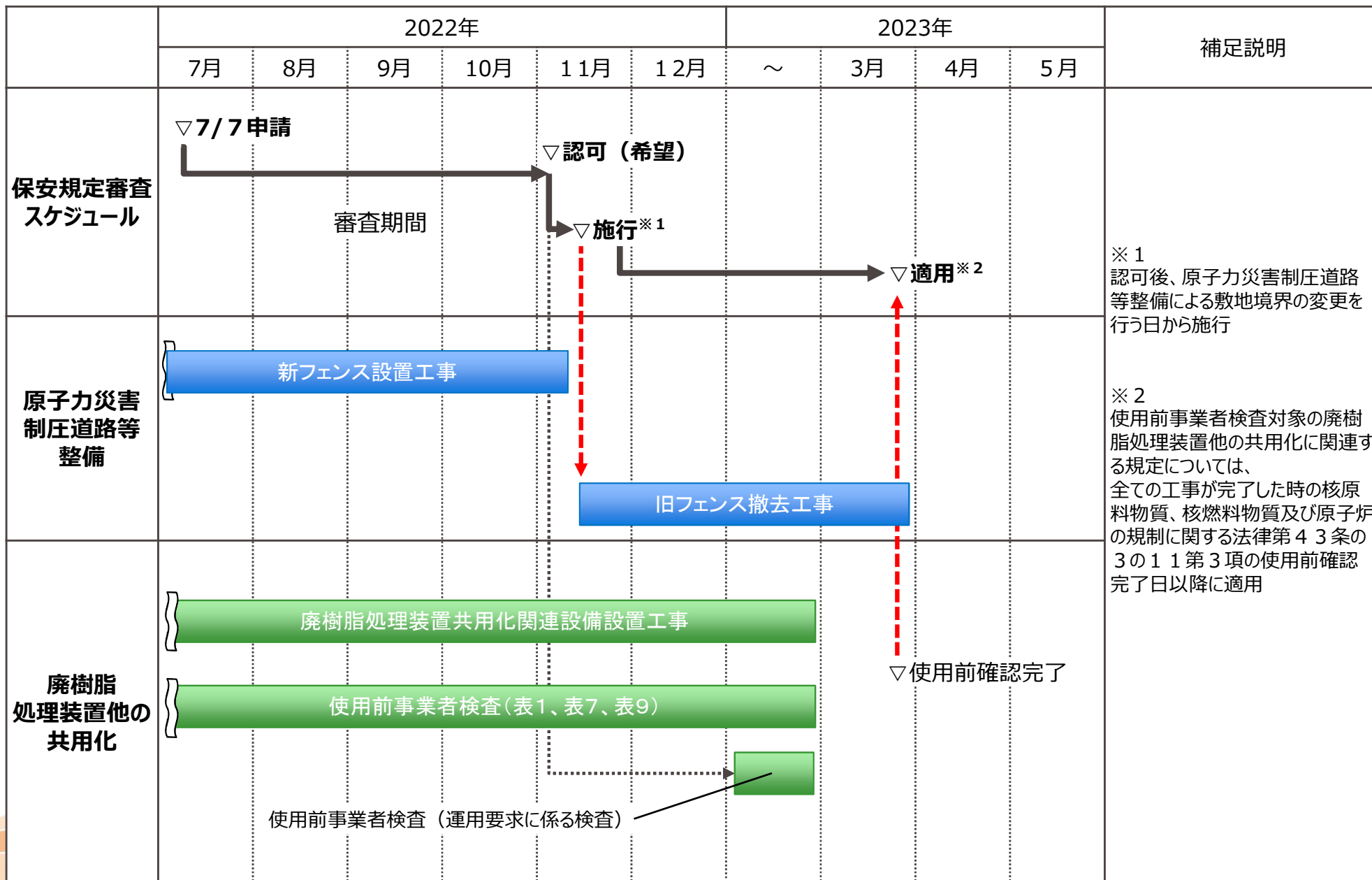
添付5（保全区域図）

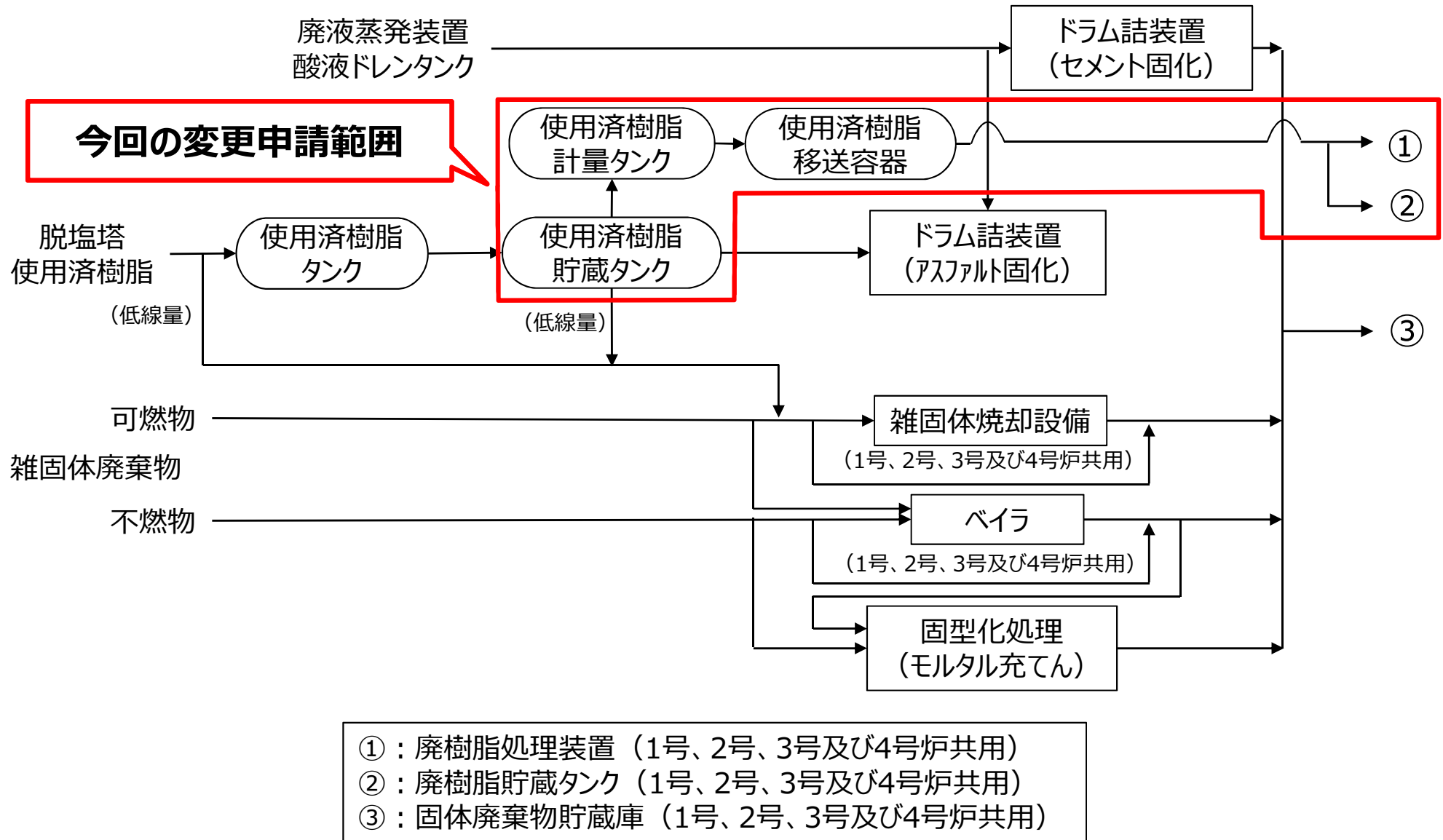
変更前	変更後

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

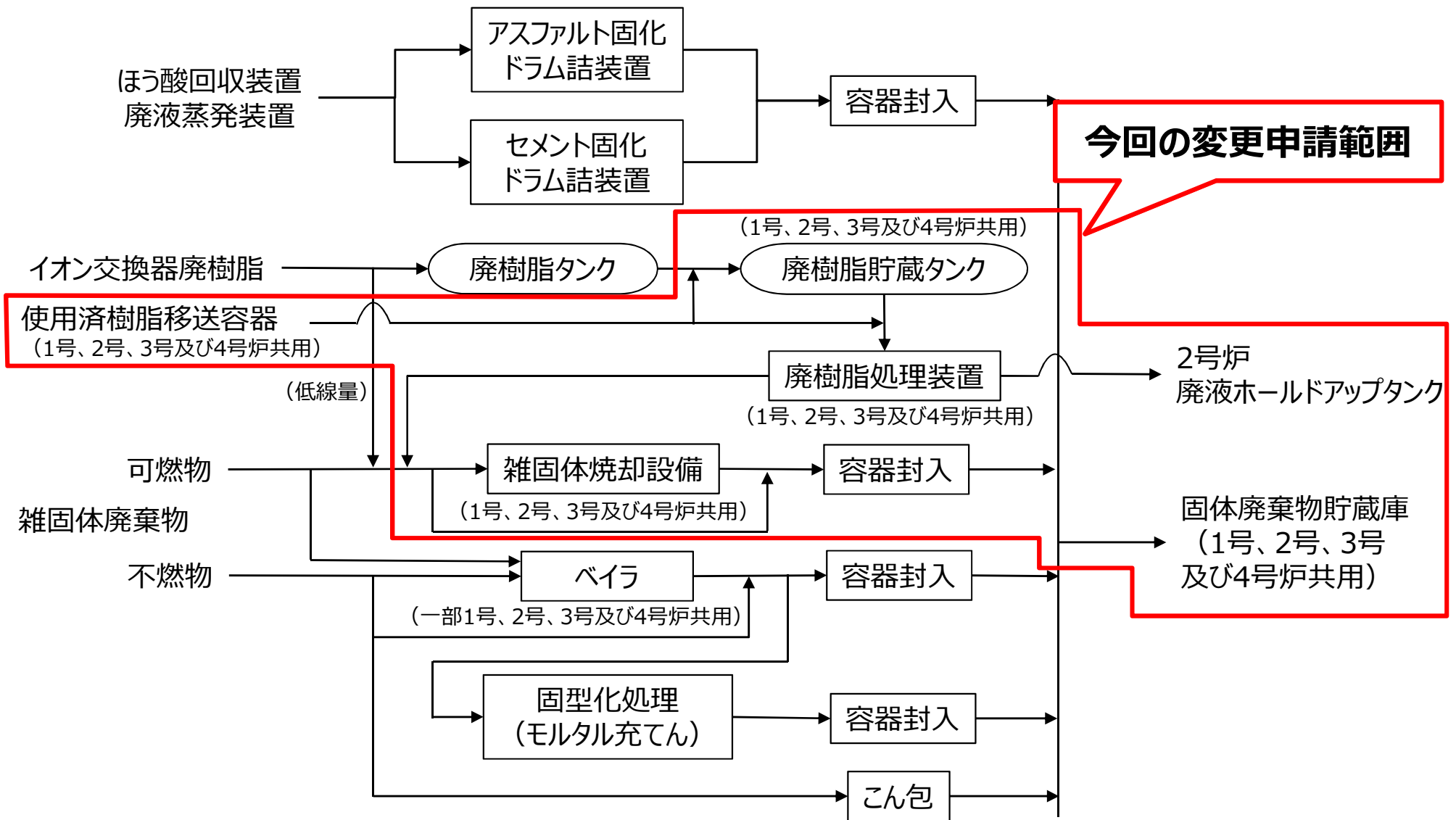
# 4. 想定スケジュール

- ▶ 今後の審査対応等の想定スケジュールを以下に示す。
- ▶ なお、本スケジュールは申請者の希望であって、規制側と合意を得たものではない。



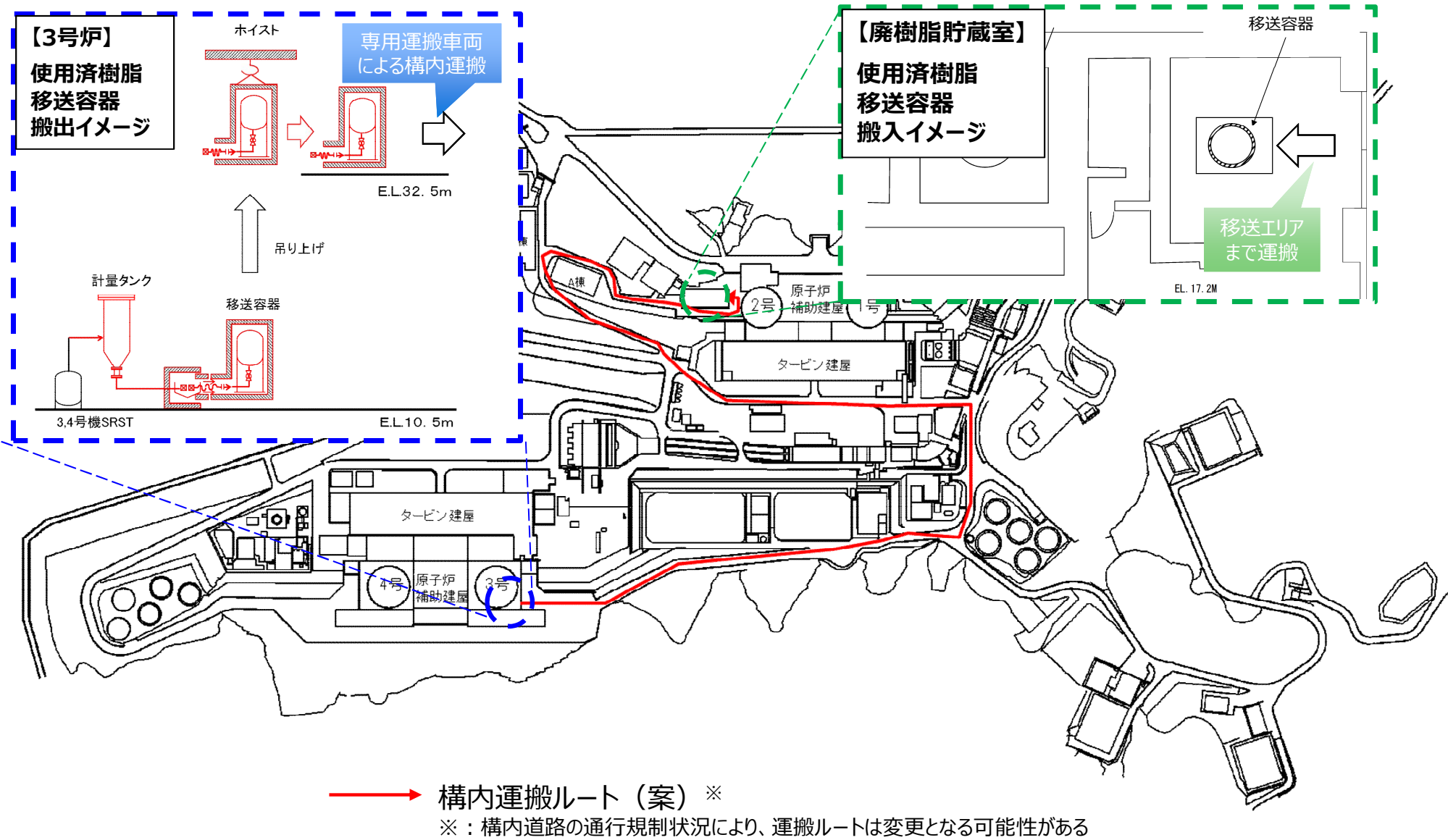


「高浜3, 4号炉 設置許可申請書 第21図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図」を基に作成



「高浜 1 号炉 設置許可申請書 第18図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図」を基に作成





- 保安規定第100条の2 第5項のうち、(1),(2),(6)は使用済樹脂を運搬するために必要な設計を施している。

## 第100条の2 (放射性固体廃棄物の管理)

5. 各課(室)長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。

- (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。
  - 炉規則88条第3号に規定される容器としている。
    - イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。
    - ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。
- (2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。
  - 移送容器は、運搬車両にボルト等で固定し移動しない設計とする。また、運搬車両が転倒しないように必要以上に速度が出ない設計とする。
- (6) 車両を徐行させること。
  - 運搬車両の最高速度を、速度制限装置により10km/h以下に制限している。

# (参考) 構内での汚染物等 運搬チェックシート

構内での汚染物等 運搬チェックシート

確認者：\_\_\_\_\_

運搬経路 \_\_\_\_\_ → \_\_\_\_\_

年 月 日

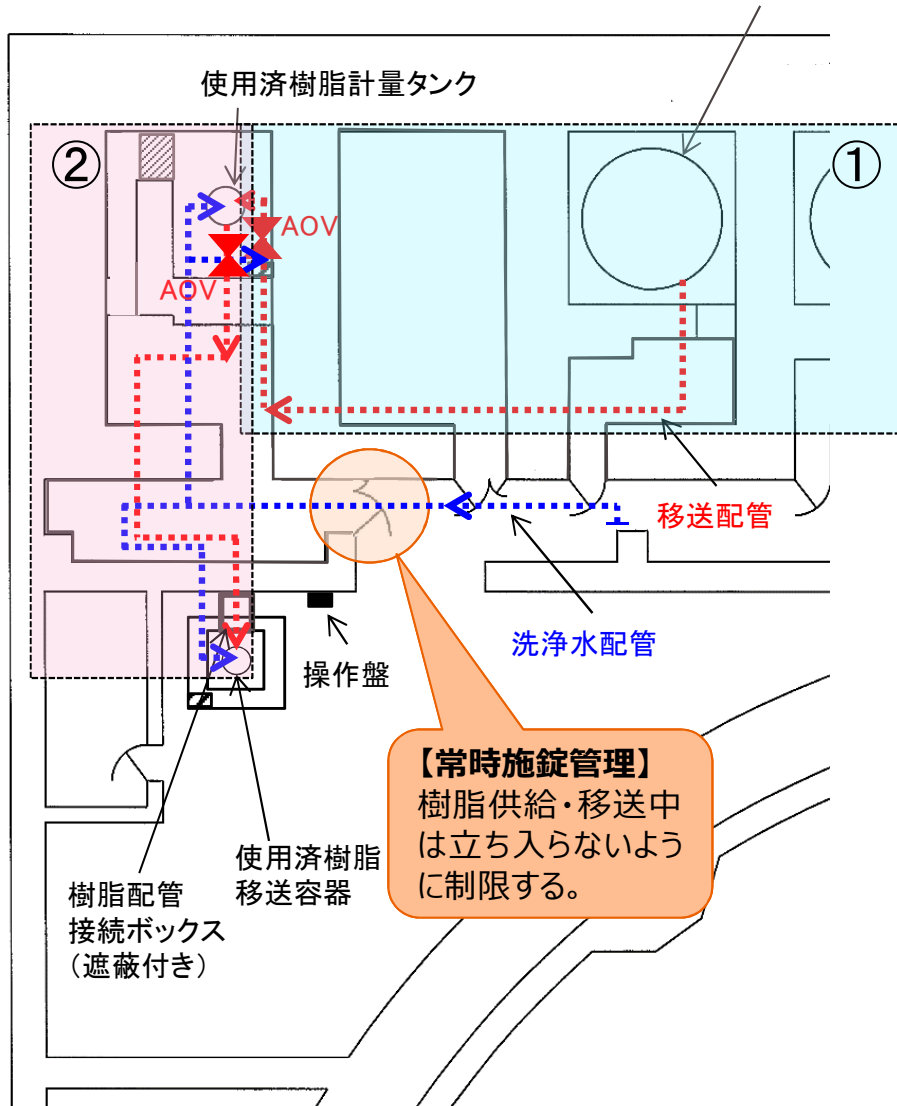
項 目	運搬回数毎のチェック欄									
	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
1. 容器に汚染物が封入され、汚染の広がりを防止する措置が講じられていること。										
2. 容器の基準は、下記の項目を満足していること。 (1) 当該容器に外接する直方体の各辺が10cm以上である。 (2) 容易に、かつ、安全に取り扱うことができ、また、運搬中に予想される温度および内圧の変化、振動等により、亀裂・破損等が生じるおそれがないこと。										
3. 容器を車両へ積付けする際は、運搬中で、移動・転倒または転落するおそれのないこと。										
4. 運搬経路では、標識を設けること等の方法により、運搬に従事する者以外の者および、運搬に使用する車両以外の立入を制限し、かつ、必要な箇所に見張り人が配置されていること。										
5. 車両は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合に当たっては、保安のため他の車両を伴走させる。										
6. 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識、および経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。										
7. 容器および車両の適当な箇所に標識が取り付けられていること。										
8. 容器が下記の危険物と混載されていないこと。 (1) 火薬類取締法に規定する火薬類およびがん具煙火 (2) 高圧ガス保安法に規定する高圧ガス（消火器に封入した物は除く） (3) 揮発油、アルコール、二硫化炭素、その他引火性液体であって、引火点が摂氏85度以下のもの (4) 塩酸、硫酸、硝酸、その他の強酸類であって、酸の含有量が体積比で10%を超えるもの (5) 前（4）号に掲げるもののほか、当該運搬等の安全を損なうおそれがあるもの										

その他の項目として次の2点は固体廃棄物運搬用トラックサーベイ記録にて確認する。

- (1) 容器の表面汚染密度が2.0Bq/cm<sup>2</sup>を超えていないことと線量当量率が表面で2.0mSv/hおよびat1mで0.1mSv/hを超えていないこと。
- (2) 容器を車両に積載した状態での線量当量率が車両表面で2.0mSv/hおよびat1mで0.1mSv/hの値を超えていないこと。  
(開放型車両ではその外輪郭に接する垂直面および車両表面にあっては車体の下面)

3号炉 燃料取扱建屋  
E. L. 10. 5m

A使用済樹脂貯蔵タンク



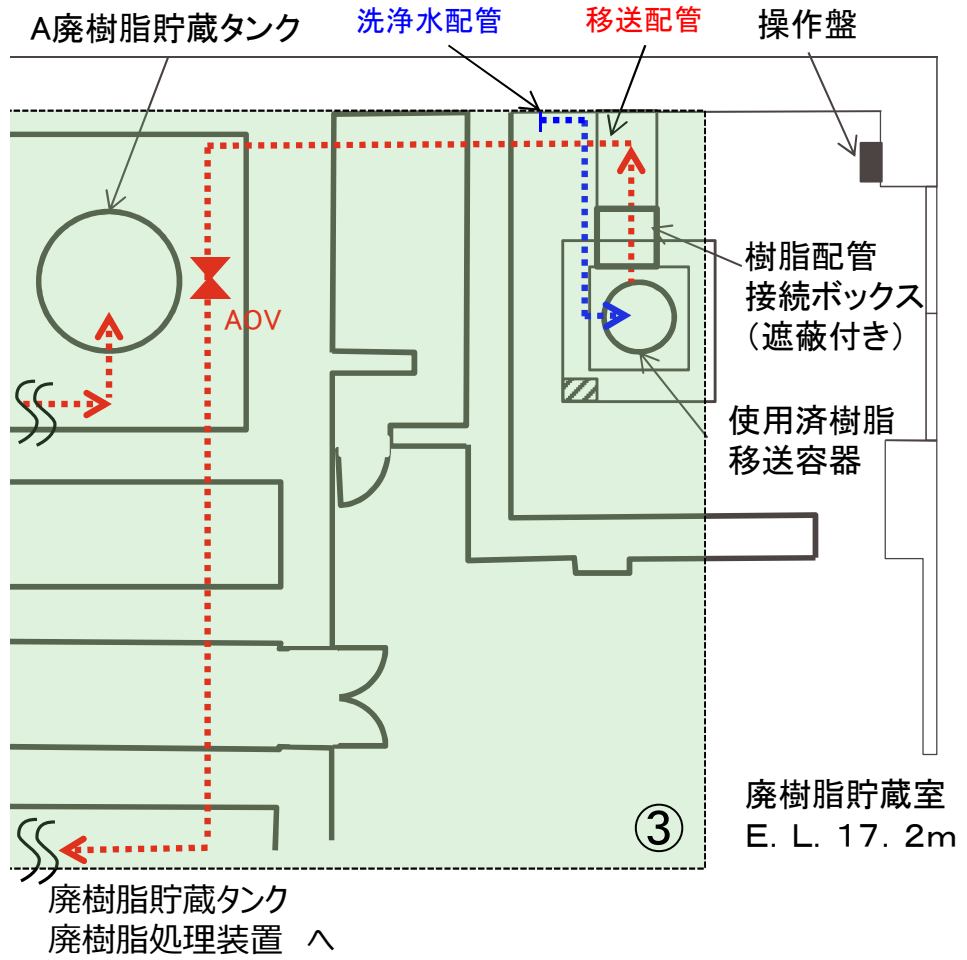
3号炉 外周建屋  
E. L. 10. 5m

### ① 使用済樹脂貯蔵タンク⇒使用済樹脂計量タンク

➤ 樹脂計量前準備	手動による系統ラインナップ (遮蔽壁外の弁開放)
➤ 樹脂計量	操作盤による遮蔽壁内のAOV開にて樹脂供給開始 (自動で計量タンクへ樹脂計量)
➤ 計量タンク洗浄 (移送ラインの洗浄含む)	樹脂計量に引き続き、自動で計量タンクおよび移送ラインの洗浄を実施

### ② 使用済樹脂計量タンク⇒使用済樹脂移送容器

➤ 樹脂移送前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>手動による移送容器の配管接続および移送容器廻りの弁開</li> <li>その他、手動による系統ラインナップ (遮蔽壁外の弁開放)</li> </ul>
➤ 樹脂移送	操作盤による遮蔽壁内のAOV開にて樹脂移送開始
➤ 計量タンク、移送容器洗浄 (移送ラインの洗浄含む)・排水	操作盤による遮蔽壁内のAOV開閉および手動による遮蔽壁外の弁開閉にて、計量タンク、移送容器および移送ラインの洗浄・排水を実施



③使用済樹脂移送容器⇒廃樹脂貯蔵タンク or廃樹脂処理装置	
➤ 樹脂移送前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 手動による移送容器の配管接続および移送容器廻りの弁開</li> <li>• その他、手動による系統ラインナップ</li> </ul>
➤ 移送容器水張り、窒素ガス加圧	手動による移送容器廻りの弁開閉により移送容器水張りおよび窒素ガス加圧
➤ 樹脂移送	操作盤によるAOV開にて樹脂移送開始
➤ 移送容器洗浄 (移送ラインの洗浄含む) ・排水	手動による移送容器廻りの弁開閉により移送容器および移送ラインの洗浄・排水を実施

- 使用済樹脂貯蔵タンクから使用済樹脂計量タンクへの樹脂計量および使用済樹脂計量タンクから使用済樹脂移送容器への樹脂移送に係る操作（以下、【移送操作】）ならびに使用済樹脂計量タンクの保全作業（以下、【タンク保全作業】）における被ばく管理について説明する。
- 上記の移送操作およびタンク保全作業の実施にあたっては、保安規定 第112条（放射線業務従事者等の線量管理等）に基づき、作業計画を立案し、放射線業務従事者の線量低減に努める。
- 具体的には、作業場所や想定される被ばく線量、放射線防護上の措置など、放射線管理方法について定めた放射線作業計画書を作成し、放射線管理課長の承認を得る。
- 想定される被ばく線量については、次ページ以降のとおり。
  - ・移送操作 ⇒ 22 ページ
  - ・タンク保全作業 ⇒ 23 ページ

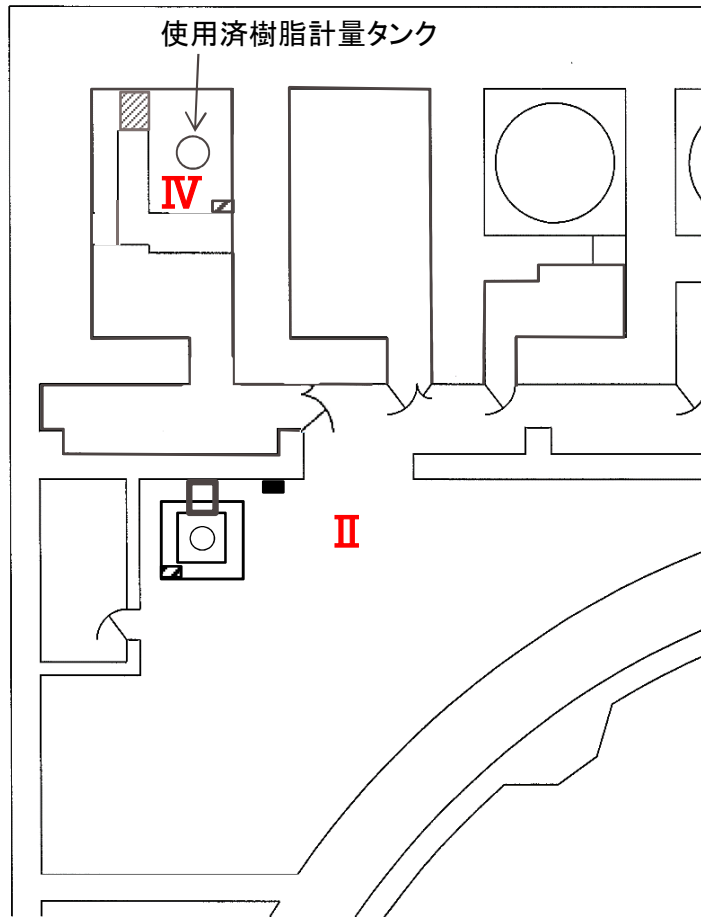
(放射線業務従事者の線量管理等)

第112条 各課（室）長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。

【移送操作】

- 作業員は遮蔽設計区分：Ⅱの区域で活動することになっているため、作業における被ばく線量は軽微であると予想される。

3号炉 燃料取扱建屋  
E. L. 10. 5m



- 使用済樹脂計量タンクに樹脂がある際の操作エリア (遮蔽設計区分：Ⅱ) の線量当量率は下表のとおりであり、保守的に**0.01mSv/h**とし、樹脂移送およびライン洗浄に要する時間は5h以内を想定していることから、被ばく線量は最大でも**0.05mSv**程度となる。  
また、本作業に従事する想定要員は、運転操作員およびサーベイ要員の2人であることから、被ばく線量は最大でも**0.1人・mSv**程度となり、被ばく線量は軽微であると予想される。

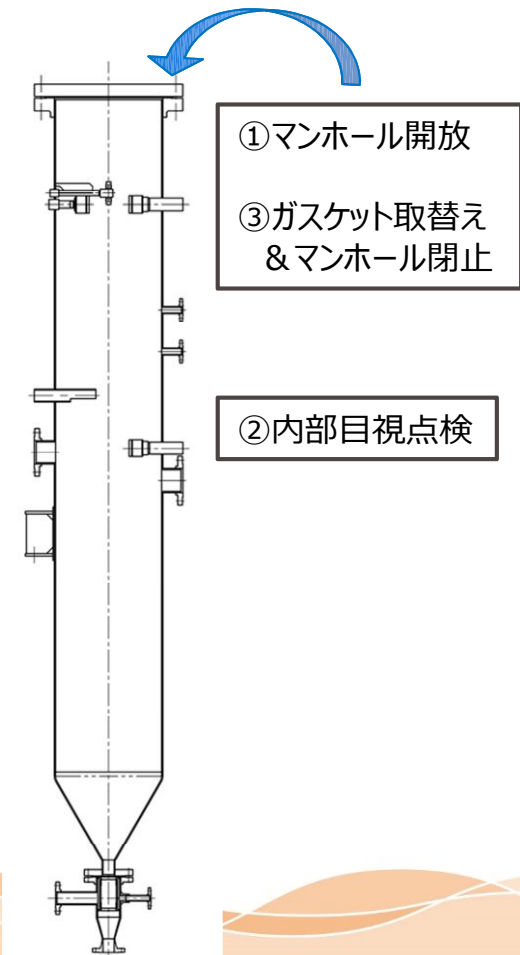
遮蔽設計基準

区分		外部放射線に係る設計基準	代表箇所
管理区域内	第Ⅱ区分	≤0.01mSv/h	一般通路等
	第Ⅲ区分	≤0.15mSv/h	操作用通路等
	第Ⅳ区分	>0.15mSv/h	機器室等

### 【タンク保全作業】

- 使用済樹脂計量タンクは、樹脂の移送の都度、洗浄を実施することとしており、当該タンクを点検する際はタンクに樹脂が残存していることはないため、作業における被ばく線量は軽微であると予想される。
- その他の廃棄物処理設備系のタンク同様、下記のとりの頻度と項目で点検を実施する計画としている。(詳細な点検内容は別途保全指針にて定める。)
  - 外観点検：1 F
  - 開放点検：1 0 F (F：1 燃料サイクル)
- 開放点検における想定される被ばく線量は、過去の類似作業(廃樹脂タンク内に樹脂がある状態で上部マンホールを開放し内部を確認する作業)における総被ばく線量が、3.57人・mSvであり、使用済樹脂計量タンクの場合は、樹脂は残存していないため、上記類似作業の被ばく線量よりも低く、被ばく線量は軽微であると予想される。

### 使用済樹脂計量タンク 開放点検内容 (案)





# (参考) 廃樹脂処理装置他の共用化範囲について

○既設設備の共用範囲の考え方として、設計方針に変更がある設備を対象に共用化を図ることとしている。

(今回申請の設計方針に変更がある設備：廃樹脂処理装置、廃樹脂貯蔵タンク)

○今回の場合、廃樹脂貯蔵室及び廃樹脂処理建屋は独立して設置されていること、および建屋の主たる設備を共用するものであることから、廃樹脂貯蔵室と廃樹脂処理建屋及び下表の設備についても、共用化範囲としている。

新・既	設置箇所	設備	共用範囲
新設	3号炉燃料取扱建屋	使用済樹脂計量タンク	3, 4号炉共用
	1号及び2号炉廃樹脂貯蔵室 及び 3号炉原子炉建屋(外周建屋)	使用済樹脂移送容器	1, 2, 3, 4号炉共用
既設	1号及び2号炉廃樹脂貯蔵室 及び 廃樹脂処理建屋	廃樹脂処理装置	1, 2, 3, 4号炉共用
		廃樹脂貯蔵タンク	
		生体遮へい	
		汚染拡大防止堰	
		廃樹脂貯蔵タンク漏えい検知器	
		廃樹脂処理建屋排気モニタ	
		廃樹脂貯蔵室モニタ	
		廃樹脂貯蔵室換気設備	
廃樹脂処理建屋換気設備			

## 1. 設置許可申請書の変更概要について

3号炉及び4号炉の使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵している使用済樹脂を1号炉及び2号炉の廃樹脂処理装置で処理又は廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵できるよう、本文五号「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備」及び添付書類の関連記載を一部変更。

### (1) 廃樹脂処理装置他の共用に伴う変更

1号炉及び2号炉の廃樹脂処理装置、廃樹脂貯蔵タンク他の各設備を1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用に変更

### (2) 新設設備の記載追加

3号炉及び4号炉の使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵している使用済樹脂を1号炉及び2号炉の廃樹脂処理装置又は廃樹脂貯蔵タンクへ移送及び構内運搬できるよう、新設する使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂移送容器の設備仕様を記載

### (3) 使用済樹脂の処理方法の変更

3号炉及び4号炉の使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵した後に廃樹脂処理装置で処理を行い、処理後の濃縮廃液は廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに貯蔵保管する旨の記載を追加

⇒保安規定反映箇所

### (4) 遮蔽設計区分の概略図の変更

使用済樹脂計量タンク等の設置に伴い、周辺の外部放射線に係る線量率に影響がある部屋等について、遮蔽設計区分概略図を変更

### (5) 設置許可基準規則への適合性の記載

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」のうち申請に関連する第四条、第八条、第九条、第十条、第十二条、第二十七条、第二十八条、第三十条への適合性について記載

## 2. 工事計画認可申請書の変更概要について

### (1) 発電用原子炉施設の要目表の変更

- 使用済樹脂計量タンク等3・4号機共用設備の新設（3号機設備）
- 使用済樹脂移送容器等1・2・3・4号機共用設備の新設（3号機設備）
- 使用済樹脂移送容器接続配管及び使用済樹脂移送配管の新設（1号機設備）
- 漏えい検出装置の保守時の被ばく低減等の保守性向上の観点からA,B,C,D廃樹脂貯蔵タンク漏えい検出装置の取替（1号機設備）
- 廃樹脂貯蔵タンク、廃樹脂処理装置等の既設設備を1・2号機共用から1・2・3・4号機共用に変更

### (2) 発電用原子炉施設の基本設計方針の変更

- 廃樹脂貯蔵タンク、廃樹脂処理装置等の既設設備を1・2号機共用から1・2・3・4号機共用に運用変更（1号機）
- 3・4号機使用済樹脂を構内運搬し、廃樹脂処理装置で処理することを追加（3号機）

⇒保安規定反映箇所

## 1. 設置許可申請書の変更概要について

本文五号「イ. 発電用原子炉施設の位置」の「(1) 敷地の面積及び形状」及び本文九号「八. 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果」の「(2) 線量の評価結果」の一部の反映、添付参考図面及び添付書類の関連記載を一部変更。

以下に各項目に対する影響を記載。

### (1) 敷地面積の変更

敷地の一部を町道新設のために譲渡することに伴い、敷地面積が約2万m<sup>2</sup>減少となることから、現状（譲渡前）の記載である「約235万m<sup>2</sup>」から「約233万m<sup>2</sup>」に変更。

### (2) 炉心からの敷地境界までの最短距離の変更

原子力災害制圧道路等整備に伴う敷地境界線及び敷地面積への影響を正確に把握する必要があることから、最新の測量技術を用いて得られた敷地境界線を反映した地図を作成し確認した結果、炉心から敷地境界までの最短距離は、3号炉心の西南西方向「約490m」から「約450m」、4号炉心の西南西方向「約420m」から「約390m」に変更。

### (3) 発電所全体配置図、発電所敷地付近地図、管理区域及び保全区域図、周辺監視区域図の変更 ⇒保安規定反映箇所 標記図面等について、原子力災害制圧道路等整備に伴う高浜発電所敷地境界の変更。

### (4) 設置許可基準規則への適合方針の記載

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」のうち本申請に関連する第七条、第十三条、第二十七条への適合方針について記載。

### (5) 周辺公衆に対する被ばく評価結果の反映

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第二十七条に基づき、平常時の周辺監視区域境界における被ばく線量を評価し、評価結果を本文九号及び添付書類九に反映。

また、同規則第十三条に基づき、設計基準事故時の敷地境界における被ばく線量を評価し、評価結果を添付書類十に反映。

## 2. 工事計画認可申請書の変更概要について

原子力災害制圧道路等整備に伴い、敷地の面積及び形状を変更することにより、周辺監視区域の外における実効線量に変更されたことを踏まえ、発電用原子炉施設の基本設計方針を変更。

以下に発電用原子炉施設の基本設計方針に対する影響を記載。

### (1) 発電用原子炉施設の基本設計方針の変更

発電用原子炉施設の基本設計方針の2. 3. 1 単一故障に係る設計における実効線量評価値を変更。